R1. 6. 1

1 場所

横浜市中区新港一丁目2番(新港ふ頭用地)

2 名称

新港地区1街区(5号岸壁及び新港2号線)

- 3 ご使用にあたっての留意点
 - (1) 当該地が、ふ頭用地であり、船舶係留に伴う岸壁及びふ頭用地使用という本来業務が行われている場所であることを念頭に入れ、港湾業務の妨げにならないことが前提条件となります。
 - (2) 隣接する横浜海上保安部業務の妨げにならないよう、ご配慮いただくことが必要です。
 - (3) 門扉の開閉は横浜海上保安部が行いますので、利用時間は6時~23時を厳守してください。
 - (4) 株式会社ウィングマリタイムサービスその他の事業者様等の利用の妨げにならないよう、ご 配慮が必要です。

4 調整手順

- (1) 横浜赤レンガ倉庫共同事業体へ、ご連絡をいただきます。
- (2) 横浜赤レンガ倉庫共同事業体(必要により、所有者である横浜市港湾局も)と現地確認や内容についての検討を行い、内諾をします。
- (3) 申請される事業者様が、次のご案内先へ連絡し、企画書等をご持参いただき調整していただきます。この段階で調整がまとまらず使用ができないこともありますので、あらかじめご了承ください。

ア 横浜市港湾局客船事業推進課

住所 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル5階

電話 045-671-7272

5号岸壁へ係留する船舶の配船調整を行っている部署です。ふ頭用地としての本来業務が優先となりますので、予約を承っても利用できないことがあります。船舶の着岸により利用不可となった場合は、別の日に振替は可能ですが、船舶の着岸が長期に渡る場合もあります。なお、船舶の着岸は、着岸日前日まで決定できませんので、ご了承ください。

イ 横浜海上保安部管理課

住所 横浜市中区新港一丁目2番1号(横浜海上防災基地内)

電話 045-671-0118

5号岸壁前面道路(新港2号線、港湾局管理道路)の向かい側には、横浜海上保安部がありますので、ご利用にあたっては調整が必要です。

ウ 株式会社ウィングマリタイムサービス

5号岸壁は、同社のタグボートの LNG バンカリングの拠点となっていますので、ご利用にあたっては調整が必要です。

電話 045-212-4060

- (4) 上記(3)のご調整をご利用の1週間前までに行っていただきます。
- (5) 行為許可(催事、撮影)申請書に必要事項をご記入いただき、横浜赤レンガ倉庫共同事業体 へご申請願います。
- (6) 使用料は、
 - ·催事 利用面積×10円(有料催事は20円)×利用日数
 - ・撮影 動画:1時間までごとに 30,000円

静止画: 1日につき 30,000円

(7) 利用が確定しましたら、使用許可書及び使用料の納付書をお渡ししますので、使用料の納付をお願いいたします。

5 その他

利用内容によっては、公共団体等の後援名義使用承認が必要な場合があります。